

23 貿情セ 調（経提）第 23 号  
平成 24 年 2 月 24 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
安全保障貿易管理課 後藤課長殿  
安全保障貿易審査課 三角課長殿  
安全保障貿易検査官室 藤代室長殿  
写) 貿易管理部 吉田部長殿  
写) 安全保障貿易管理課 矢野課長補佐殿  
写) 安全保障貿易審査課 田村課長補佐殿  
写) 安全保障貿易検査官室 掛川室長補佐殿  
写) 安全保障貿易管理課 田仲分析官殿

社団法人 日本貿易会  
安全保障貿易管理委員会  
委員長 矢納 仁

日本機械輸出組合  
安全保障貿易管理専門委員会  
委員長 齋藤 登

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
輸出管理のあり方専門委員会  
委員長 中野 雅之

**安全保障輸出管理に係る法制度見直しの要望**  
**～「輸出規制品目番号の国際化」～**

本要望書は、「輸出規制品目番号の国際化」に関し、日本貿易会、日本機械輸出組合、及び安全保障貿易情報センターの三団体が共有する要望をまとめたものであります。

2010 年 10 月公表の「政省令 - EU 規制リスト対比表」は「輸出規制品目番号の国際化」への大きな一歩と位置付けられ、従い三団体ではこれを高く評価しております。しかしながら昨今の内外情勢を踏まえると、制度自体の見直しを急いでいただく必要があると考えております。

我が国固有の事情による法制度の難解さ、それに基づく管理の実施やコストは、多くの企業にとって、とりわけ中小企業にとって負担となっており、また国際競争力の面で不利に働いている点は否定できないところだと思われまます。

今回、内外の動きも踏まえ、改めて三団体連名にて本要望書をお出しし、法令改正を視野に入れた新たなステップへの早期進展を要望するものです。一朝一夕には実現困難な面もあるかとは思いますが、問題意識及び改正の方向性についてご理解、共有いただき、ご検討いただければ幸いです。

## 1. 要望事項

- 1) 国際標準的な番号体系に基づく輸出管理が行えるよう、わが国の輸出規制品目番号を国際標準的な規制番号体系、例えば EU 規制の番号体系へ移行することを検討していただきたい。
- 2) この前提として、わが国の輸出リスト規制内容が、ワッセナーアレンジメント等の国際レジームで定められた規制内容と一致するよう検討いただきたい。
- 3) 上記の実行に当たっては、今後も継続して産業界と十分検討する場を設け、進めるようにしていただきたい。

## 2. 「輸出規制品目番号の国際化 (EU 化)」の必要性について

「輸出規制品目番号の国際化 (EU 化)」は、国際ハーモナイゼーションの観点から、またグローバル化の時代に適合した制度のアップグレードの観点から有用且つ不可欠ですが、以下の通り、日常的輸出管理業務の観点からも有意であり、早期実現が望まれます。

### 1) 取引の円滑化が図れる

海外の企業（自社のグループ会社を含む）との取引において、海外の企業や輸出先の政府機関から輸出品目の規制番号について問合せが多く寄せられます。また、輸出品目だけでなく、海外からの輸入品目についても規制内容を確認しなければならないケースが多くあります。特に米国原産品目は再輸出だけでなく、機微な品目は国内での保守や移転の際にも規制内容の確認が不可欠となっています。

しかしながら、これらの問合せや輸出入品目の規制内容の確認のためには、現状は、海外の主要各国が採用している国際標準的な規制品目番号と日本の政省令番号を対比させなければならないという余計な作業が生じています。

### 2) グローバルな輸出管理統制及び IT システムの連動が容易となる

日本の企業は、本社機能として輸出品目の該非判定や輸出先のスクリーニング、出荷、更に収益に至るまで管理しこれらをデータベース化すると共に、一連の管理やデータベースを通して海外のグループ会社を統制しています。しかし、該非情報のデータベース化においては、日本の政省令番号が海外の主要各国が採用している国際標準的な規制品目番号と相違していることにより、規制番号の日本と海外との対比結果を組み込む等の手間が必要となり、これがグローバルな輸出管理統制を妨げる要因となっています。

また、日本の政省令の規制番号付け方法は「1・イ・(一)・1・一・イ」であり、EU 規制は「1A001・a・1・a・1」であります。EU 規制は IT システムで使われている数字とアルファベットであります。日本の規制番号付け方法は IT システム上で使われる一般的数字・記号から大きく外れており、これが海外のグループ会社と IT システムの連動を図る際の大きな障害となっています。

**3) 該非判定が容易となる。**

輸出品目の該非判定は不可欠ですが、現状の日本の政省令に基づく該非判定は、判定を確定するまでに専門性とかなりの時間を必要とします。

**4) レジーム改正の政省令への反映が速くなる**

「輸出規制品目番号の国際化(EU化)」により、レジームの改正がより速やかに政省令へ反映されるようになれば、産業界としても歓迎いたします。

以上